

JA 営農情報

№344 令和6年 5月号

水稲用除草剤の散布

水稲用の除草剤はさまざまな剤型のものがあり、基本的にどの剤を散布しても効果がありますが、正しく散布できていないと十分な効果が発揮されません。下記のポイントを参考にしながら適期の散布を心がけてください。



■散布時のポイント

①水管理

水稲用初・中期一発除草剤のほとんどは、散布時に湛水状態（水がある状態）である必要があるため散布時は水をしっかり入れ、散布後7日間は田面が露出しないように管理し、水が無くなりそうな場合はゆっくり給水しましょう。特に、『ジャンボ剤』や『フロアブル剤』は水面上を自己拡散するため、散布時は水深5cmを確保してください。

②散布時期

除草剤の登録内容は『移植後〇〇日～ノビエ△△葉期、但し移植後××日まで（又は収穫××日前まで）』となっています。

これはあくまで散布できる期間であり、効果が保証されるものではありません。散布適期の目安は『移植後〇〇日＋3日以内』を意識し、遅れないようにしてください。

③天候

散布直後に雨が降ってしまうと除草効果が不安定になります。また、大雨により水田の水が溢れてしまった場合でも農薬を1回散布したことになるため、散布前には天気予報をしっかりと確認してください。

※藻や浮草が発生している場合・・・

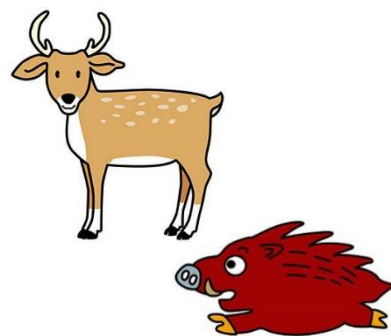
除草剤散布時に藻や浮草が発生していると、十分に拡散されません。また、大量発生時には稲を押し倒してしまう恐れもあるため、必要に応じて『モゲトン粒剤』を散布してください。



農薬散布に関してご不明点・ご質問等あれば営農経済センターまでお問い合わせください

有害獣対策

近年、山間部だけでなく平坦部でもシカやイノシシ等の有害獣による農作物への被害が増えています。当ＪＡでは、有害鳥獣被害防止資材を期間内に購入・設置した組合員に対して補助を行っております。



■実施期間・・・令和6年4月1日～令和6年10月31日（予定総額に達し次第終了）

■補助率・・・対象資材購入費*（税込1万円以上）のうち30％

（上限5万円、100円未満切捨て）

*対象資材・・・電気柵資材、防獣ネット・フェンス、鳥獣逃避装置等

■申請方法・・・ご購入時に『有害鳥獣被害防止対策補助金申請書』『同購入資材明細書』をご記入の上提出

詳しくは広報誌4月号折込チラシをご覧ください。営農経済センターまでお問い合わせください。

☆みしま館 出荷会員募集のご案内☆

当ＪＡが運営する農産物直売所『みしま館』の出荷会員を募集しています。直売所への持込が困難な方については、営農経済センターへ持込いただくかご自宅へ集荷にお伺いすることも可能です。

少量でも構いませんので自分で育てた農産物を出荷してみませんか？

詳細についてはみしま館までお問い合わせください。 *TEL：645-7100

《各種相談日のお知らせ》

	法 律 相 談 隔月第2木曜日	税 務 相 談 隔月第4金曜日	住宅ローン・資産相談 毎月第3土曜日	介 護 相 談 随 時 受 付
5月	9日	—	18日	介護に関する 無料相談受付 まずはお気軽 にお問い合わせ下 さい。 <u>介護支援センター</u> <u>TEL：627-7767</u>
6月	—	28日	15日	
7月	11日	—	20日	
【実施場所】 農協会館（JA茨木市 本店）3階 小会議室 【受付時間】 午後1時～午後4時 定員は3名ですので、事前にお問合せください。 （無料でご相談いただけます） ふれあい・福祉課 TEL：627-7768			【実施場所】 JA茨木市 各支店	



ご利用ください

【テレホンサービス】青果物の市況をお知らせします。 TEL：641-9150

【営農110番】栽培方法等ご相談ください。 TEL：641-9050